火薬類の取扱いに関する訓令を次のように定める 昭和54年11月17日

防衛庁長官 久保田円次

# 火薬類の取扱いに関する訓令

改正 昭和57年 4月30日庁訓第19号 平成12年 6月27日庁訓第82号 平成13年 1月 6日庁訓第 2号 平成18年 7月28日庁訓第 2号 平成19年 1月 5日庁訓第 1号 平成19年 8月30日省訓第145号 平成20年 3月25日省訓第12号 平成27年10月 1日省訓第39号 平成29年11月14日省訓第60号 令和 2年12月28日省訓第67号

火薬類の取扱に関する訓令(昭和28年保安庁訓令第20号)の全部を改正する。

# 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 製造(第3条-第9条)

第3章 貯蔵

第1節 陸上施設における貯蔵(第10条-第21条)

第2節 艦船等における貯蔵 (第22条・第23条)

# 第4章 運搬

第1節 自衛隊の行う運搬

第2節 部外に委託する運搬

# 第5章 消費等

第1節 消費 (第28条-第30条)

第2節 消費の準備 (第31条-第33条)

第6章 整備(第34条-第36条)

第7章 廃棄等(第37条-第39条)

第8章 保安(第40条-第44条)

第9章 譲受け及び譲渡し(第45条-第47条)

第10章 雑則 (第48条・第49条)

# 第1章 総則

(目的)

**第1条** この訓令は、自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて定めることを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 火薬類 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号。以下「法」という。) 第2条第1項各号に掲 げる火薬類をいう。
  - (2) 幕僚長等 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛大学校長、地方防衛局長又は防衛装備庁長官をいう。
  - (3) 部隊等の長 部隊若しくは機関の長、駐屯地司令、基地司令、地方防衛局に所属する職員のうち地方防衛局長が命じた職員又は防衛装備庁の施設等機関の長をいう。
  - (4) 艦船等 陸上自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。)及び海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶をいう。
  - (5) 保安物件 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。)第 1条に規定する保安物件をいう。

# 第2章 製造

(製造の承認申請)

- 第3条 幕僚長等は、経済産業大臣の承認を必要とする火薬類の製造(変形又は修理を含む。以下同じ。)を行うときは、防衛大臣が製造の承認申請を行うために必要な資料を作成し、防衛大臣に上申しなければならない。
- 2 幕僚長等は、前項の資料の作成に当たり、製造施設の設置工事の設計施行を防衛装備庁が直接行 うときは、防衛装備庁長官に技術的協力を求めるものとする。
- 3 防衛大臣は、第1項の上申を受けたときは、経済産業大臣に製造の承認申請を行う。 (製造施設の構造等の変更)
- 第4条 幕僚長等は、経済産業大臣の承認を受けた製造施設の位置、構造若しくは設備の変更工事を行い、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、変更の承認申請を行うために必要な資料を作成し、防衛大臣に上申しなければならない。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について規則第8条第1項に規定する軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。
- 2 幕僚長等は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後すみやかに、その旨を 防衛大臣に報告しなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。
- 4 防衛大臣は、第1項の上申を受けたときは、経済産業大臣に変更の承認申請を行う。
- 1 防衛大臣は、第2項の報告を受けたときは、軽微な変更の工事が完了した旨を経済産業大臣に通 知する。

(製造施設の完成検査)

- 第5条 幕僚長等は、製造施設の設置工事又は変更工事(前条第1項ただし書の軽微な変更の工事を除く。)が完了したときは、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。
- 2 防衛大臣は、前項の報告を受けたときは、経済産業大臣の行う完成検査を受けるため経済産業大 臣に申請を行う。

(製造の廃止)

- **第6条** 幕僚長等は、経済産業大臣の承認を受けた火薬類の製造を行わなくなつたときは、速やかに その旨を防衛大臣に報告しなければならない。
- 2 防衛大臣は、前項の報告を受けたときは、火薬類の製造を行わなくなつた旨を経済産業大臣に通 知する。

(製造施設の定期自主検査)

第7条 経済産業大臣の承認を受けた火薬類の製造を行う部隊等の長は、規則第67条の9の規定に準 じ、製造施設の定期自主検査を年2回定期に実施し、その結果及び実施した処置をその都度幕僚長 等に報告しなければならない。

(火薬類製造保安責任者等の選任)

- 第8条 幕僚長等は、法第30条第1項及び第33条第1項の定めるところにより火薬類製造保安責任者 及びその代理者並びに火薬類製造副保安責任者(以下この条において「製造保安責任者等」という。 )を選任し、法第32条第1項及び第2項に規定する職務を行わせなければならない。
- 2 幕僚長等は、前項の規定により製造保安責任者等を選任したときは、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。これを解任したときも同様とする。

(危害予防規定)

- 第9条 幕僚長等は、法第28条第1項に規定する保安の確保のための組織及び方法その他規則で定める事項について記載した危害予防規程を定めるために必要な資料を作成し、防衛大臣に上申しなければならない。これを変更するときも同様とする。
- 2 防衛大臣は、前項の上申を受けたとき(第4条第1項ただし書の軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更する場合を除く。)は、経済産業大臣に承認申請を行う。
- 3 防衛大臣は、前項の軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更するときには、経済産業大臣に 通知する。

#### 第3章 貯蔵

第1節 陸上施設における貯蔵

(陸上施設における貯蔵の基準)

第10条 陸上施設における火薬類の貯蔵は、規則第15条から第21条までの規定の定めるところにより行わなければならない。ただし、規則第15条の表中(8)項を適用し、火薬庫外に火薬類を貯蔵する場合には、部隊等の長が定める火薬類格納所において行わなければならない。

(火薬庫の設置申請)

第11条 幕僚長等は、陸上の火薬庫(以下この節において「火薬庫」という。)を設置しようとするときは、当該火薬庫を管理する部隊等の長(以下この節において「貯蔵責任者」という。)を指定するとともに、火薬庫の設置の承認申請を行うために必要な資料を作成し、防衛大臣に上申しな

ければならない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 防衛大臣は、第1項の上申を受けたときは、経済産業大臣に火薬庫の設置の承認申請を行う。 (火薬庫の構造等の変更)
- 第12条 幕僚長等は、火薬庫を移転し、又はその構造若しくは設備を変更しようとするときは、変更の承認申請を行うために必要な資料を作成し、防衛大臣に上申しなければならない。ただし、火薬庫の構造又は設備について規則第14条第1項に規定する軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。
- 2 幕僚長等は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後速やかに、その旨を防 衛大臣に報告しなければばらない。
- 3 第3条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 防衛大臣は、第1項の上申を受けたときは、経済産業大臣に変更の承認申請を行う。
- 5 防衛大臣は、第2項の報告を受けたときは、軽微な変更の工事が完了した旨を経済産業大臣に通 知する。

(火薬庫の完成検査)

- 第13条 貯蔵責任者は、火薬庫の設置工事、移転工事、又はその構造若しくは設備の変更工事(前条第1項ただし書の軽微な変更の工事を除く。)が完了したときは、幕僚長等による完成検査を受け、当該火薬庫が規則第23条から第32条までに規定する技術上の基準(以下この条及び第16条において「技術上の基準」という。)に適合していると認められた後でなければ使用してはならない。
- 2 幕僚長等は、前項の場合において火薬庫が技術上の基準に適合していることを確認したときは、 別記様式第1の火薬庫検査証を貯蔵責任者に交付しなければならない。

(貯蔵火薬類等の変更)

- 第14条 幕僚長等は、規則第81条の14の表第7号規定により変更の届出を行う必要が生じたときは、 遅滞なく、変更の通知を行うために必要な資料を作成し、防衛大臣に上申しなければならない。
- 2 防衛大臣は、前項の上申を受けたときは、経済産業大臣に変更の通知を行う。

(火薬庫の用途廃止)

第15条 幕僚長等は、火薬庫の用途を廃止したときは、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(火薬庫の保安検査)

- 第16条 幕僚長等は、火薬庫の保安検査を毎年1回実施し、その結果を年度ごとに取りまとめ、防 衛大臣に報告しなければならない
- 2 幕僚長等は、保安検査の結果、火薬庫の構造、位置及び設備(以下この条及び第22条において「 火薬庫の構造等」という。)が技術上の基準に適合していないと認めたときは、火薬庫を修理し、 火薬類の貯蔵数量を減じ、又は一時的に火薬庫の使用を停止すべきことを貯蔵責任者に命じなけれ ばならない。

(火薬庫の定期自主検査)

第17条 貯蔵責任者は、規則第67条の9の規定に準じ、火薬庫の定期自主検査を年4回定期に実施 しなければならない。 (火薬庫の点検)

第18条 貯蔵責任者は、火薬庫に貯蔵している火薬類の保管状況を毎週1回点検しなければならない。

(火薬庫の特別検査)

第19条 防衛大臣は、必要の都度火薬類の保安に関し特別に検査を実施する。

(火薬庫検査官の選任)

- 第20条 幕僚長等は、火薬類の取扱い及びこれに関連する法令について必要な知識を有すると認め られる者のうちから火薬庫検査官を選任するものとする。
- 2 火薬庫検査官は、幕僚長等の命を受け、火薬庫の完成検査及び保安検査の業務を行うものとする。 (火薬庫保安係員の選任)
- 第21条 貯蔵責任者は、次の各号の1に該当する者のうちから火薬庫保安係員を選任し、火薬庫の 定期自主検査その他幕僚長等の定める保安に係る業務を行わせるものとする。
  - (1) 法第31条に規定する火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有する者
  - (2) 幕僚長等の指定する資格を有する者
  - (3) 火薬類の取扱いについて 2 年以上の経験を有する者で幕僚長等の指定する講習又は教育課程を 終了したもの

第2節 艦船等における貯蔵

(艦船等における貯蔵の基準等)

第22条 艦船等における火薬類の貯蔵及び火薬庫の構造等の基準並びに設置の手続等に関しては、 陸上自衛隊及び海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令(昭和29年総理府 令第74号。以下「省令」という。)及び船舶の造修等に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第43号。 以下「造修訓令」という。)の定めるところによる。

(火薬類貯蔵船)

第23条 係留船を火薬庫として使用する場合の火薬類の貯蔵数量、火薬類の貯蔵及び火薬庫の構造 等の基準並びに設置の手続等に関しては、省令及び造修訓令の定めるところによる。

第4章 運搬

第1節 自衛隊の行う運搬

(自動車等による運搬)

第24条 部隊等の長は、陸上において自動車、軽車両等により火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和35年総理府令第65号)別表第1に掲げる数量を超える火薬類を運搬するときは、当該運搬を行う者に別記様式第2の火薬類運搬証明書を発行し、携行させるものとする。ただし、自衛隊の施設内で運搬する場合には、この限りでない。

(艦船等による運搬)

第25条 艦船等による火薬類の運搬に関しては、港則法(昭和23年法律第174号)、海上交通安全 法(昭和47年法律第115号)及び造修訓令の定めるところによる。

(航空機による運搬)

第26条 自衛隊の航空機による火薬類の運搬に関しては、航空機の運航に関する訓令(昭和31年防衛庁訓令第34号)の定めるところによる。

### 第2節 部外に委託する運搬

(部外委託による運搬)

- 第27条 部隊等の長は、火薬類の運搬を自衛隊以外の者に委託するときは、法第19条の規定により 都道府県公安委員会に届出を行い、届出を証明する文書の交付を受けなければならない。
- 2 部隊等の長は、前項の届出を行う場合において、運搬を委託する相手方に火薬類の運搬について 自衛隊の代理人である旨の証明書を発行し、その手続を代行させることができる。

#### 第5章 消費等

第1節 消費

(目的外消費の禁止)

- 第28条 火薬類は、定められた用途以外に消費 (廃棄するための爆発又は燃焼を除く。以下同じ。
  - )してはならない。ただし、考案、調査研究、試験その他やむを得ない事情のために消費する場合であって、幕僚長等が認めたときは、この限りでない。

(消費に係る安全措置)

第29条 幕僚長等は、火薬類の消費に伴い発生する危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(発射装置等に取り付けられた火薬類の取扱い)

- 第30条 幕僚長等は、発射装置その他の機器に取り付けて常に使用できる状態にある火薬類について、安全を維持するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 幕僚長等は、前項に規定する火薬類のうち、防衛大臣が特に指定する火薬類の保安状況を毎年度 末及び必要な都度防衛大臣に報告しなければならない。

#### 第2節 消費の準備

(集積)

- 第31条 部隊等の長は、火薬類の消費に当たり、火薬類を野外又は適当な建造物に一時的に集積するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 集積する場所の位置は、周囲の保安物件に対し安全な距離をとること。
  - (2) 集積する場所の周囲には、柵その他により境界を設け、又は危険表示を掲げることにより、関係者以外の者の立入りを禁ずる措置を講ずること。
  - (3) 付近に爆発し、発火し、又は燃焼し易い物を放置しないこと。
  - (4) 集積する量は、消費の目的に応じた必要量にとどめること。
  - (5) 余剰となつた火薬類は、速やかに撤去すること。

(準備作業)

- 第32条 火薬類を消費する現場又はその準備を行う場所において実施する必要のある火薬類の調整、 結合、組合せその他の火工作業(法第3条の製造に該当する作業を除く。以下この条において「準 備作業」という。)は、幕僚長等の定める手順により、幕僚長等の定める資格を有する者が行わな ければならない。
- 2 準備作業は、周囲の保安物件に対し安全な距離をとった場所で行わなければならない。
- 3 部隊等の長は、準備作業を行う場所の周囲に柵その他により境界を設け、又は危険表示を掲げる ことにより、関係者以外の者の立入りを禁ずる措置を講じなければならない

(消費前の点検)

- **第33条** 火薬類を消費しようとする者は、事前に消費しようとする火薬類を目視により点検しなければならない。
- 2 前項の点検により異常が認められた火薬類は、幕僚長等の定める手順により措置するものとする。 第6章 整備

(火薬類の整備)

- 第34条 部隊等の長は、保有する火薬類について必要な整備(法第3条の製造に該当する作業を除く。以下この章において同じ。)を実施しなければならない。
- 2 幕僚長等は、前項の整備の基準を定めなければならない。
- 3 火薬類の整備の作業は、幕僚長等の定める資格を有する者が行わなければならない。 (安定度試験)
- 第35条 部隊等の長は、保有する火薬類について、必要な安定度試験を実施しなければならない。
- 2 幕僚長等は、前項の安定度試験の実施の基準を防衛装備庁長官と協議の上定めなければならない。 (火工場)
- **第36条** 火薬類の整備の作業は、当該作業を行うための施設(以下この条及び第8章において「火工場」という。)を設け、その中で行わなければならない。
- 2 火工場の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる事項に適合していなければならない
  - (1) 火工場の位置は、周囲の保安物件に対し安全な距離にあること。
  - (2) 火工場の周囲に、原則として土堤、簡易土堤、土のう等による防護措置がとられていること。
  - (3) 火工場の構造及び設備は、作業の安全に支障を及ぼさないものであること。
- 3 防衛大臣又は幕僚長等が特に指定する火薬類の整備を行う火工場の構造及び設備は、規則第4条 に定める危険工室の基準に準じていなければならない。
- 4 火工場に持ち込むことができる火薬類の数量は、1日の整備の見込み量以下でなければならない。 第7章 廃棄等

(廃棄)

第37条 部隊等の長は、火薬類が安定度に異常を呈したとき、又は吸湿、変質、不発、不完爆等により原形若しくは本来の性能を失いその後の取扱いが危険になつたときは、規則第67条の規定により当該火薬類を廃棄しなければならない。

(不発弾の処理)

- 第38条 幕僚長等は、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理に伴い発生する危害を防止するために必要な保安の基準を定めなければならない。
- 2 不発弾その他の火薬類の分解、信管の取り外しその他の幕僚長等の定める危険な作業は、幕僚長 等の定める資格を有する者が行わなければならない。

(機雷等の処理)

- 第39条 海上幕僚長は、海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理に伴い発生する危害を防止するために必要な保安の基準を定めなければならない。
- 2 機雷その他の火薬類の分解、起爆装置の取り外しその他の海上幕僚長が定める危険な作業は、海 上幕僚長の定める資格を有する者が行わなければならない。

#### 第8章 保安

(立入り等の制限)

- 第40条 火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱い業務に従事することを命ぜられた者以外 の者は、部隊等の長の許可なく製造施設、火薬庫、火工場その他火薬類が存置されている区域(以 下この条において「危険区域」という。)に立ち入つてはならない
- 2 危険区域に立ち入る者は、部隊等の長の指定する場所以外の場所で喫煙し、又は火気を取り扱つ てはならない。
- 3 危険区域に立ち入る者は、任務遂行上やむを得ない場合を除き、爆発、発火又は燃焼し易いもの を携帯してはならない。

(警備)

第41条 部隊等の長は、製造施設、火薬庫、火工場その他火薬類が存置されている施設に施錠する とともに、当該施設の周辺において立哨、巡回その他の方法により常に警戒を行わなければならな い。

(危険時の措置)

- 第42条 部隊等の長は、製造施設、火薬庫、火工場その他火薬類が存置されている施設が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その他安定度に異常を呈したときは、直ちに規則第87条に定める応急の措置を講じるとともに、速やかに幕僚長等にその旨を報告しなければならない。
- 2 部隊等の長は、前項の事態により自衛隊の施設及びその近隣に危害を及ぼす恐れを生じたときは、 直ちに警察署、消防署その他の関係機関に通報しなければならない。

(事故報告)

- 第43条 部隊等の長は、火薬類による災害が発生したときは、その日時、場所及び原因、火薬類の 種類及び数量、被害の程度その他参考となる事項について、直ちに幕僚長等に報告しなければなら ない。
- 2 幕僚長等は、前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を防衛大臣に報告しなければならない。 (保安教育)
- 第44条 幕僚長等及び部隊等の長は、火薬類を取り扱う者に対し、火薬類による災害の発生の防止 その他火薬類の安全管理に必要な教育を実施しなければならない。
- 2 前項の教育の実施の基準は、別に定める。

第9章 譲受け及び譲渡し

(譲受けの手続)

- 第45条 火薬類を自衛隊以外の者から譲り受けることができる者は、幕僚長等及び幕僚長等の指定する部隊等の長(以下この条及び次条において「指定部隊等の長」という。)とする。
- 2 幕僚長等は、指定部隊等の長が自衛隊以外の者から譲り受けることのできる火薬類の種類を定めるものとする。
- 3 指定部隊等の長は、前項の火薬類以外の火薬類を譲り受けようとするときは、幕僚長等の承認を 得なければならない。

(譲受け証明)

第46条 幕僚長等又は指定部隊等の長は、火薬類の譲渡者から請求があつたときは、当該火薬類の 譲受者が自衛隊である旨の証明書を発行しなければならない。

(譲渡しの手続)

- 第47条 幕僚長等は、火薬類を自衛隊以外の者に譲り渡そうとするときは、火薬類の種類及び数量、 譲り渡そうとする相手方の氏名、理由等を付し、防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、 次の各号に掲げる場合には、この限りでない。
  - (1) アメリカ合衆国政府から供与された火薬類を返還する場合
  - (2) 国の機関との間における管理換の場合
  - (3) 製造契約又は修理契約に基づき、法第3条による火薬類の製造の許可又は法第25条による火薬類の消費の許可を有する者に貸し付け、又は寄託する場合
  - (4) 法第17条第1項第6号の事由に該当する場合

#### 第10章 雜則

(行動時の特例)

第48条 自衛隊法第6章の規定により自衛隊の行動を命ぜられた部隊等の長は、第24条、第28条、第31条、第32条、第45条及び第47条の規定に従うことが任務遂行上重大な支障があると認めたときは、これらの規定によらないことができる

(委任規定)

- 第49条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める
- 2 幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、速やかにその旨を防衛大臣に報告しなければならない

附則

- 1 この訓令は、昭和55年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に設置工事が終了している火薬庫に対する火薬庫検査証については、この訓令の施行日以降最初に行う火薬庫の保安検査を実施した日に交付する。

**附 則**(昭和57年4月30日庁訓第19号)

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

**附 則**(平成12年6月27日庁訓第82号)(抄)

1 この訓令は、平成12年7月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、平成13年4月 1日から施行する

附 則(平成13年1月6日庁訓第2号)(抄)

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

**附** 則(平成18年7月28日庁訓第83号)(抄)

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

**附 則**(平成19年1月5日庁訓第1号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

(様式の変更に関する経過措置)

4 この訓令の施行の際に現に存ずる改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使

用することができる。

附 則 (平成19年8月30日省訓第145号) (抄)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

**附** 則(平成20年3月25日省訓第12号)(抄)

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

**附 則**(平成27年10月1日省訓第39号)(抄)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年11月14日省訓第60号)(抄)

この訓令は、平成29年11月30日から施行する。

附 則(令和2年12月28日省訓第67号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

火栗頭の	名称	2000/966	ning realining r	Maynesian 925-22	
所 在	地				
火薬庫の	型式				
検 査 「	X 分	□□新設 □□	変更	訓令和	3行
検査年	月日				
挨 査	官			幕僚長等名	. 19
検査証	番号			W M AC T 1	
発行年	月日				
来歷記	録				
年月日	区分	最大貯蔵量	貯蔵火薬類	偏	考
					20.00
		L U		21	
	Š				

											証明書番号		
					3	火 薬	類	運	般証	明	<b>a</b>		
	この証明書を携行する者は、自衛隊の任務を遂行するため火薬類を運搬												
	てい	る者で	あるこ	とき	经证明	月する	3.						
		年	月	E	1								
					発行者								
	火	薬 類	の種	類									
	数	量 又	は重	量									
	運	搬	径	路									
	運	搬	期	間									
	運	搬	方	法									
			携帯	者	所	属							
	証 	明書			官	職				氏	名		
		n				年	月	甘					
	受 	乏 領	確	認						受制	偖		

備考:運搬を終了した場合、運搬者は、この証明書に受領者の確認を受けた のち速やかに発行者に返却しなければならない。